

全建労発第8号
令和8年4月6日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について
(情報提供)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課より、都道府県労働局長あての標記について情報提供がありましたので通知いたします。

【関連法令・関連通達】

- 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(令和8年3月31日令和8年政令第90号)
- 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(令和8年3月31日令和8年厚生労働省令第68号)
- 「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示」(令和8年3月31日厚生労働省告示第172号)
- 「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」(令和8年3月31日厚生労働省告示第173号)
- 「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」(令和8年3月31日厚生労働省告示第174号)

なお、上記政令等は以下のURLで公表・掲載されております。

「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について | 厚生労働省」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

つきましては、貴協会におかれましても貴協会の会員企業に対し周知のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上
(担当：労働部 浜崎・吉田)